

1 業務委託名

令和８年度（２０２６年度）宇城地域旅行商品造成及びファムツアー実施業務

2 目的

熊本県宇城地域３市町（宇土市、宇城市、美里町）は、令和７年３月に台湾台南市と友好交流協定を締結し、観光・経済・教育など幅広い分野で交流を進めている。令和７年１２月の熊本―台南便、令和８年３月の熊本―台中便の就航により、台湾から熊本県へのアクセスが大きく向上し、令和７年における台湾からの宿泊者数は４６万４千人となり、過去最多を記録している。

このような状況を踏まえ、台湾向け旅行商品を造成し、台湾旅行会社を招聘したファムツアーを実施することで、台湾からの誘客を促進し、継続的な交流基盤の構築を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和９年（２０２７年）１月２９日（金）まで

4 業務委託内容

（１）宇城地域を周遊する旅行商品の造成

台湾人旅行者の嗜好や旅行形態等を踏まえ、宇城地域の観光の魅力について体験等を通して誘客効果の見込める旅行商品の造成を行う。

① ターゲット

２～６名程度の小グループ旅行者を想定

② コース

- ・阿蘇くまもと空港発着の国際定期便を利用すること。
- ・宇城地域を周遊するコースとし、熊本市及び天草地域等を含めることも可とする。
- ・コースは、宇城地域１泊２日コース１商品、日帰りコース３商品の計４商品を造成し、各コースにはタイトルを設定する。

③ その他

- ・造成にあたっては、宇城地域３市町の観光事業者、宿泊施設、飲食店等と調整を行い、実現可能かつ魅力的な行程とする。
- ・台湾の旅行会社が販売可能な水準となるよう、行程表、料金目安、受入条件等を整理し、台湾旅行会社向けの提案資料を日本語及び繁体字で作成する。
- ・造成した旅行商品は、下記（２）において実地検証を行い、参加者からの意見を踏まえ必要な改善を行うものとする。

【提案を求める事項】

- ・宇城地域３市町の特徴を踏まえた旅行商品のテーマを考案すること。

(2) 台湾旅行会社を招聘するファムツアーの企画・手配・実施業務

上記(1)で造成した旅行商品を基にファムツアーを企画及び実施すること。また、招聘した旅行会社が円滑に商品造成及び販売促進が行えるようアフターフォローを行うこと。

① 日程

令和8年(2026年)12月4日(金)から8日(火)までの4泊5日

② 招聘者

- ・ 台南市旅行商業同業公会 3人
- ・ 熊本県台湾特別顧問 1人(通訳兼アテンド) 計4人

③ 行程・視察箇所等

- ・ 阿蘇くまもと空港発着の国際定期便利用を前提とした行程を作成すること。
- ・ 行程の作成に当たっては、別紙「ファムツアー行程表」を基本として、(1)で造成した旅行商品を含む行程とすること(行程の提案理由を記載すること)。
- ・ 添乗員を1名以上手配すること。
- ・ 現地での案内及び時間管理を適切に行い、ツアー全体の安全と円滑な運営を行うこと。

④ 宿泊・飲食等

- ・ 1室1名で利用することを基本とする。Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。
- ・ 食事は1日3回分(朝、昼、夕の3食)を提供すること。なお、12月5日の夕食は、意見交換会(懇親会)を兼ねるものとし、飲み物代を含める。

⑤ 移動手段

ドライバー付きワゴン車(最低8人乗り)

※招聘者4人、添乗員1人及び県職員が乗車

⑥ アフターフォロー

ツアー終了後、被招聘者による商品造成を円滑に進めるため、情報提供等の支援を行うこと。

⑦ 安全確保・緊急事態等への対応

- ・ 安全の確保等に関する万全の措置(事故等の未然防止、万一の事態の発生時に取り得る対応等を含む)を具体的かつ詳細に記載すること。
- ・ ツアー時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- ・ 本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。
- ・ 業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること

⑧ アンケートの実施

ツアー終了後、参加者へのアンケートを実施し、旅行商品の評価、課題、改善点、台湾側での販売可能性等を整理した報告書を作成し、提出する。

【提案を求める事項】

ファムツアーで提供する情報などコンテンツについて、地域バランスに配慮のうえ、各地域の街並み、歴史・文化芸術、食などの観光資源を活かした内容、テーマやストーリーを持たせたプレゼンテーションなど、旅行商品造成担当者の視点で、宇城の魅力を発見でき、旅行商品の造成に具体的ににつながる内容とすること。

（３）宇城管内３市町による意見交換会（懇親会）の開催

- ① 日時：令和８年（２０２６年）１２月５日（土）１８時～２０時
- ② 場所：宇城地域管内（県で場所を確保）
- ③ 通訳：台湾華語通訳者１人
- ④ 費用：意見交換会運営費は、１００，０００円を上限とする。

５ 見積に含める費用

- ・ファムツアーに係る交通費、宿泊費、食事代、入場料、体験料、添乗員費、通訳費、熊本県台湾特別顧問のアテンド費用、意見交換会運営費、保険料その他本事業に必要な一切の経費を見積額に含めること。
- ・熊本県台湾特別顧問のアテンド費用は４８，０００台湾元とする。

６ 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、委託者と十分な協議を行い、その指示に従うこと。
- ・宇土市、宇城市、美里町の３市町がバランス良く組み込まれるよう配慮し、特定の地域に偏らない内容とすること。
- ・業務実施中に生じた事故、災害その他の緊急事態については、速やかに委託者へ報告するとともに、適切な対応を行うこと。
- ・航空便の欠航、自然災害、感染症等により事業実施が困難となった場合に備え、代替案及び対応方針をあらかじめ準備すること。

７ 成果物

（１）事業実施報告書：１部（紙媒体及び電子データ）

- ① 宇城地域を周遊する旅行商品（日本語及び繁体字）
- ② ファムツアーの参加者名簿、ツアーの内容、ツアー中の意見や参加者アンケートの分析結果及びそれに基づく改善内容

（２）提出期限及び提出先

- ① 提出期限：令和９年（２０２７年）１月２９日（金）
- ② 提出先：宇城地域振興局総務振興課

８ 著作権

- （１）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第２１条から第２８条に定めるすべての権利を含む。）は、全て熊本県に帰属するものとする。

- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、事業の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 成果物は、1次利用及び2次利用共に無償で使えるようにすること。

9 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生じる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

10 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。協議・決定事項は受託者で記録を作成し、速やかに県と共有すること。
- (2) 本業務において知り得たいかなる個人情報の目的以外の利用・複写または複製・第三者への情報提供を禁止し、情報が漏洩することがないように注意すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決することとする。
- (4) 本仕様書は、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を反映した仕様書に変更されることがある。

(別紙)

ファムツアー行程表

	日付	曜日	時間	行程	宿泊地
1日目	12/4	金	15:55	台南空港発（タイガーエア台湾）	熊本市
			19:00	阿蘇くまもと空港着	
2日目	12/5	土		観光地視察	宇城地域
			18:00 ～ 20:00	意見交換会 （宇城地域管内）	
3日目	12/6	日		観光地視察	宇城地域
4日目	12/7	月		観光地視察	指定なし
5日目	12/8	火		観光地視察	—
			19:50	阿蘇くまもと空港発（タイガーエア台湾）	
			21:40	高雄空港着	

※移動手段は、ドライバー付きワゴン車（最低8人乗り）とする。